

昭和二十二年会計検査院規則第三号

会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則
会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則を次のように定める。

第一章 事務総長官房

第一条 事務総長官房、総務、人事、調査、会計及び法規の五課を置く。

第二条 総務課は、次の事務をつかさどる。

一 検査官会議の議事に関すること

二 院長又は総長の決裁を要する文書（図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。以下同じ。）（人事課の所掌に属するものを除く。）の取扱いに関すること

三 国会との交渉に関すること

四 広報に関すること

五 各局に共通する検査事項の処理に関すること

六 会計検査院法（昭和二十二年法律第七十三号）第二十三条の規定による検査をするものの指定に関すること

七 検査の計画及び実施に関する企画及び調整に関すること

八 年報の整備に関すること

九 前各号に掲げるもののほか、他の所掌に属しない事務

第三条 人事課は、次の事務をつかさどる。

一 院長の互選に関すること

二 院長に代わつてその職務を行う検査官を定める合議に関すること

三 会計検査院長、会計検査院事務総長及び会計検査院事務総局次長の官印並びに会計検査院印及び会計検査院事務総局印の管守に関すること

四 職員の出張に関すること

五 職員の任免、給与、分限、懲戒、保障、服務、職員団体及び人事記録に関すること（災害補償に関するることを除く。）

六 機構及び定員に関すること

七 児童手当に関すること

八 その他人事に関すること

第四条 調査課は、次の事務をつかさどる。

一 会計検査に関する調査研究に関すること

二 財政及び経済の調査に関すること

三 外国の財政監督制度の調査に関すること

四 最高会計検査機関国際組織に関すること

五 國際協力及び海外との連絡に関すること

第六条 会計課は、左の事務を掌る。

一 予算、決算及び収入、支出に関すること

二 国有財産及び物品（図書を除く。）に関すること

三 営繕及び契約に関すること

四 庁中の衛生及び警備に関すること

第六条 法規課は、次の事務をつかさどる。

一 会計検査院の所掌事務に関する改善事項の企画立案に関すること

二 会計検査院の所掌事務に関する改善事項の企画立案に関すること

三 法制の調査に関すること

四 会計検査院法第三十七条规定又は予算執行職員等の責任に関する法律（昭和二十五年法律第七百七十二号）第九条第五項の規定による意見の表示に関すること

五 計算証明規則（昭和二十七年会計検査院規則第三号）に基づく指定又は承認に関すること

検査済否報告表の調査及び整理に関すること
会計検査院の保有する情報の公開に関すること
会計検査院の保有する個人情報の保護に関すること
公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること
前二号に掲げるもののほか、他の所掌に属しない情報の管理に関すること
十一 官報掲載に関すること
十二 印刷に関すること

第六条の二 上席検定調査官は、次の事務をつかさどる。

一 懲戒处分の要求に関すること
二 弁償責任の検定に関すること
三 檢察庁に対する通告に関すること
四 審査に関すること

第六条の三 上席企画調査官は、次の事務をつかさどる。

一 会計検査に関する中長期的な企画に関すること
二 各局に共通する検査手法の開発及び検査事務の合理化に関すること
三 会計検査院情報公開・個人情報保護審査会の庶務に関すること
四 その他特に命ぜられた事項に関すること
五 厚生管理官は、次の事務をつかさどる。

一 職員の保健、衛生及び医療に関すること
二 宿舎の運営に関すること
三 会計検査院共済組合に関すること
四 その他職員の福利厚生に関すること
五 職員の灾害補償に関すること
六 上席情報システム調査官は、情報システムに関する事務をつかさどる。

第七条の二 上席企画調査官は、情報システムに関する事務をつかさどる。

一 会計検査に関する中長期的な企画に関すること
二 各局に共通する検査手法の開発及び検査事務の合理化に関すること
三 会計検査院情報公開・個人情報保護審査会の庶務に関すること
四 その他特に命ぜられた事項に関すること
五 厚生管理官は、次の事務をつかさどる。

一 檢査を受けるものの会計の監査に関する調査及び意見交換その他必要な連携に関すること
二 檢査のための資料及び情報の収集、管理及び提供に関すること
三 会計検査院の活動に関する資料（年報を除く。）の整備に関すること
四 図書の管理に関すること
五 公立国会図書館支部会計検査院図書館の業務に関すること
六 第二章 各局

第七条の三 能力開発官は、次の事務をつかさどる。

一 会計検査院の所掌事務に関する研修に関すること
二 檢査を受けるものの会計の監査に関する調査及び意見交換その他必要な連携に関すること
三 会計検査院の活動に関する資料（年報を除く。）の整備に関すること
四 図書の管理に関すること
五 公立国会図書館支部会計検査院図書館の業務に関すること
六 第二章 各局

第八条 各局に別表課及び上席調査官の欄に掲げる課を置く。

一 各局に置かれる課及び上席調査官の事務分掌は、それぞれ別表事務分掌事項欄に定めるところによる。

二 局内各課に共通する検査事項の処理に関すること

三 局長印の管守に関すること

四 局長から特に命ぜられた事項について検査を行うこと

五 前各号に掲げるもののほか、局の事務で、他の課の所掌に属しないものに関すること

第六条 監理官は、次の事務をつかさどる。

一 局内各課（上席調査官を含む。以下この条において同じ。）から局長に提出する文書の取扱いに関すること

二 局内各課に共通する検査事項の処理に関すること

三 局長印の管守に関すること

四 局長から特に命ぜられた事項について検査を行うこと

五 前各号に掲げるもののほか、局の事務で、他の課の所掌に属しないものに関すること

第六条 この規則は、昭和二十二年五月三日から、これを施行する。

附 則（昭和二十三年一二月二〇日会計検査院規則第五号）

この規則は、公布の日から、これを施行する。

附 則（昭和二十四年六月一日会計検査院規則第四号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表の規定は、各独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第二百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）成立の日から適用する。

附 則（平成一四年四月一日会計検査院規則第一号）

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表の備考二の規定は、平成十四年二月八日から適用し、改正後の別表第二局防衛検査第一課の事務分掌事項欄の規定は、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構成立の日から適用する。

2 経済産業省の石炭並びに石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計に係る経理の検査の事務分掌については、なお従前の例による。

附 則（平成一四年六月二八日会計検査院規則第三号）

この規則は、自動車検査独立行政法人の成立の日から施行する。

附 則（平成一五年四月一日会計検査院規則第一号）

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の第一条第二号の規定は、平成十五年一月三日から、改正後の別表第一局上席調査官（財務担当）の事務分掌事項欄の規定（貨幣回収準備資金に係る経理に係る部分を除く。）は、独立行政法人造幣局及び独立行政法人国立印刷局の成立の日から適用する。

2 旧基盤技術研究促進センターの検査の事務分掌については、なお従前の例による。

附 則（平成一五年八月五日会計検査院規則第六号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一五年一〇月一日会計検査院規則第八号）

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表の規定は、各独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第二百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）の成立の日から適用する。

2 旧国民生活センター、旧日本万国博覧会記念協会、旧北方領土問題対策協会、旧国際交流基金、旧国際協力事業団、旧平和祈念事業特別基金、旧通関情報処理センター、旧社会福祉・医療事業団、旧心身障害者福祉協会、旧日本労働研究機構、旧日本障害者雇用促進協会、旧国際観光振興会、旧自動車事故対策センター、旧運輸施設整備事業団、旧水資源開発公団、旧海上災害防止センター、旧空港周辺整備機構、旧日本芸術文化振興会、旧日本体育・学校健康センター、旧理化学研究所、旧宇宙開発事業団、旧科学技術振興事業団、旧独立行政法人航空宇宙技術研究所、旧日本学術振興会、旧生物系特定産業技術研究推進機構、旧農林漁業信用基金、旧農畜産業振興事業団、旧海洋水産資源開発センター、旧緑資源公団、旧日本貿易振興会、旧新エネルギー・産業技術総合開発機構、旧日本鉄道建設公団の検査の事務分掌については、なお従前の例による。

附 則（平成一五年一二月一八日会計検査院規則第一〇号）

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条中別表第二局厚生労働検査第二課の事務分掌事項欄の改正規定 独立行政法人雇用・能力開発機構の成立の日

二 第二条中別表第五局経済産業検査課の事務分掌事項欄の改正規定 独立行政法人情報処理推進機構の成立の日

三 第二条中別表第五局上席調査官（経済産業担当）の事務分掌事項欄の改正規定 石油公団法及び金属鉱業事業団法の廃止等に関する法律（平成十四年法律第九十三号）第一条（第二号に係る部分に限る。）の規定の施行の日

2 第一条の規定による改正後の別表第五局上席調査官（経済産業担当）の事務分掌事項欄の規定は、平成十五年十一月二十五日から適用する。

3 旧雇用・能力開発機構、旧情報処理振興事業協会及び旧金属鉱業事業団の検査の事務分掌については、なお従前の例による。

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表第二局上席調査官（年金担当）の事務分掌事項欄の規定は平成十六年一月二十六日から、同表第三局上席調査官（都市・地域担当）の事務分掌事項欄の規定は同年同月二十三日から、同表第二局厚生労働検査第二課の事務分掌事項欄の規定は同年同月二十三日から、同表第四局文部科学検査第一課の事務分掌事項欄の規定は同年同月二十三日から、同局厚生労働検査第三課の事務分掌事項欄の規定は独立行政法人労働者健康福祉機構の成立の日から、同局厚生労働検査第三課の事務分掌事項欄の規定は独立行政法人国立病院機構の成立の日から、同表第四局文部科学検査第一課の事務分掌事項欄の規定は独立行政法人日本学生支援機構の成立の日から、同局文部科学検査第二課の事務分掌事項欄の規定は独立行政法人海洋研究開発機構の成立の日から適用する。

2 旧労働福祉事業団、旧公害健康被害補償予防協会、旧医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構、旧労働福祉事業団、国立病院特別会計、旧農業者年金基金、旧新東京国際空港公団、旧日本育英会、旧海洋科学技術センター、旧国立学校特別会計、旧通信・放送機構及び旧帝都高速度交通圏の検査の事務分掌については、なお従前の例による。

附 則（平成一六年七月一日会計検査院規則第四号）

この規則は、公布の日から施行する。

1 旧都市基盤整備公団、旧地域振興整備公団、旧産業基盤整備基金及び旧中小企業総合事業団の検査の事務分掌については、なお従前の例による。

附 則（平成一六年一〇月一日会計検査院規則第五号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表第五局上席調査官（融資機関担当）の事務分掌事項欄の規定中独立行政法人奄美群島振興開発基金に係る部分は独立行政法人奄美群島振興開發基金の成立の日から適用する。

附 則（平成一六年一月一日会計検査院規則第六号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一七年一月一四日会計検査院規則第一号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表第四局文部科学検査第一課の事務分掌事項欄の規定は、平成十七年一月五日から適用する。

附 則（平成一七年四月一日会計検査院規則第一号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表第二局厚生労働検査第一課の事務分掌事項欄の規定は、独立行政法人医薬基盤研究所の成立の日から適用する。

2 の規定は、独立行政法人医薬基盤研究所の成立の日から適用する。

附 則（平成一七年四月一日会計検査院規則第六号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表第三局国土交通検査第一課の事務分掌事項欄の規定は、独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構の成立の日から適用する。

附 則（平成一七年九月三〇日会計検査院規則第七号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表第二局上席調査官（年金担当）の事務分掌事項欄の規定は、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構の成立の日から、同表第四局文部科学検査第二課の事務分掌事項欄の規定は、独立行政法人日本原子力研究開発機構の成立の日から適用する。

1 この規則は、平成十七年十月一日から施行し、改正後の別表第二局上席調査官（年金担当）の事務分掌事項欄の規定は、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構の成立の日から、同表第四局文部科学検査第二課の事務分掌事項欄の規定は、独立行政法人日本原子力研究開発機構の成立の日から適用する。

2 旧日本道路公团、旧首都高速道路公团、旧阪神高速道路公团、旧本州四国連絡橋公团、旧日本原子力研究所及び旧核燃料サイクル開発機構の検査の事務分掌については、なお従前の例によ

附 則（平成一八年一月二三日会計検査院規則第一号）

局四 第 課 文部科学 検査第一		局三 第 課 国土交通 検査第一		局二 第 課 国土交通 検査第二		局一 第 課 国土交通 検査第三			
d担当	上席調査官(道路)	環境検査課	国土交通検査第五	国土交通課	国土交通検査第二	国土交通課	国土交通検査第一	防衛検査第一課	防衛検査第二課
文部科学 検査第一	環境省(他の課の所掌に属する分を除く)、独立行政法人国土環境研究所、独立行政法人環境再生保全機構、中間貯蔵・環境安全事業株式会社及び株式会社脱炭素化支援機構の検査に関する事務	東日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、独立行政法人日本高速道路株式会社及び阪神高速道路株式会社の検査に関する事務	国土交通省鉄道局、物流・自動車局及び海事局、海難審判所、観光庁、気象庁、海上保安庁、運輸安全委員会、独立行政法人海技教育機構、独立行政法人自動車技術総合機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人国際観光振興機構、独立行政法人自動車事故対策機構、東京地下鉄株式会社、北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社の検査に関する事務	国土交通省都市局及び道路局並びに一般財団法人民間都市開発推進機構の検査に関する事務	国土交通省港湾局及び航空局、航空保安大学校、国立研究開發法人海上・港湾・航空技術研究所、独立行政法人航空大学校、独立行政法人空港周辺整備機構、成田国際空港株式会社、新関西国際空港株式会社、横浜川崎国際港湾株式会社、中部国際空港株式会社並びに阪神国際港湾株式会社の検査に関する事務	国土交通省水管理・国土保全局、独立行政法人水資源機構及び日本下水道事業団の検査に関する事務	海上幕僚監部、海上自衛隊の部隊及び機関、地方防衛局の海上自衛隊関係の装備品等の調達、補給及び管理並びに役務の調達に係る経理並びに防衛装備府の航空自衛隊関係の経理の検査に関する事務	海上幕僚監部、海上自衛隊の部隊及び機関、地方防衛局の航空自衛隊関係の装備品等の調達、補給及び管理並びに役務の調達に係る経理並びに防衛装備府の航空自衛隊関係の経理の検査に関する事務	海上幕僚監部、海上自衛隊の部隊及び機関、地方防衛局の航空自衛隊関係の装備品等の調達、補給及び管理並びに役務の調達に係る経理並びに防衛装備府の航空自衛隊関係の経理の検査に関する事務
文部科学 検査第一	文部科学省(他の課の所掌に属する分を除く)、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立美術館、独立行政法人教職員支援機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立文化財機構及び放送大学学園の検査に関する事務	文部科学省(他の課の所掌に属する分を除く)、独立行政法人国立がん研究センター、独立研究開発法人国立循環器病研究センター、独立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター、独立研究開発法人国立成育医療研究中心並びに独立研究開発法人国立長寿医療研究センターの検査に関する事務	文部科学省(他の課の所掌に属する分を除く)、財務省から委任された財政投融资特別会計特定国有资产整備勘定に係る経理を含む)、及び独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構の検査に関する事務	文部科学省(他の課の所掌に属する分を除く)、財務省から委任された財政投融资特別会計特定国有资产整備勘定に係る経理を含む)、及び独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構の検査に関する事務	文部科学省(他の課の所掌に属する分を除く)、財務省から委任された財政投融资特別会計特定国有资产整備勘定に係る経理を含む)、及び独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構の検査に関する事務				

局五 第										文部科学 課 検査第二
上席調査 官（文部 科学担当）	出席調査 官（文部 科学担当）	特別検査 課	上席調査 官（融資 機関担当）							
経済産業 課 検査第一	経済産業 課 検査第一	デジタル 検査課	農林水産 課 検査第三	農林水産 課 検査第一	農林水産 課 検査第二	農林水産 課 検査第四	農林水産 課 検査第一	農林水産 課 検査第一	農林水産 課 検査第一	文部科学省高等教育部局、科学技術・学術政策局及び研究振興局、日本学士院、文部科学省研究開発局、国立研究開発法人物質・材料研究機構、国立研究開発局、独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人奄美群島振興開発基金、独立行政法人試センター、国立研究開発法人科学技術振興機構、独立行政法人日本学術振興会、独立行政法人日本学生支援機構、国立大学法人（平成十五年法律第一百十二号）別表第一に掲げる国立大学法人及び同法別表第二に掲げる大学共同利用機関法人、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政人大学改革支援・学位授与機構並びに国立研究開発法人日本医療研究開発機構の検査に関する事務
経済産業 課 検査第二	経済産業 課 検査第一	デジタル 検査課	農林水産 課 検査第一	農林水産 課 検査第一	農林水産 課 検査第一	農林水産 課 検査第一	農林水産 課 検査第一	農林水産 課 検査第一	農林水産 課 検査第一	文部科学省研究開発局、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人理化学研究所、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構、国立研究開発法人海洋研究開発機構及び国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の検査に関する事務
内閣府の原子力災害に関する事務に係る經理、経済産業省のエネルギー対策特 別会計に係る經理、資源エネルギー庁、原子力規制委員会、独立行政法人日本貿易振興機 構、独立行政法人情報処理推進機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、株式会社産業革新投資機 構、新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワ ーク支援機構、日本放送協会及び日本電信電話株式会社の検査に関する事務	内閣府の原子力災害に関する事務に係る經理、経済産業省のエネルギー対策特 別会計に係る經理、資源エネルギー庁、原子力規制委員会、独立行政法人日本貿易振興機 構、独立行政法人情報処理推進機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、株式会社産業革新投資機 構、新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワ ーク支援機構、日本放送協会及び日本電信電話株式会社の検査に関する事務	デジタル �査課	農林水産 課 検査第一	農林水産 課 検査第一	農林水産 課 検査第一	農林水産 課 検査第一	農林水産 課 検査第一	農林水産 課 検査第一	農林水産 課 検査第一	文部科学省研究開発局、独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人奄美群島振興開発基金、独立行政法人試センター、国立研究開発法人科学技術振興機構、独立行政法人日本学術振興会、独立行政法人日本学生支援機構、国立大学法人（平成十五年法律第一百十二号）別表第一に掲げる国立大学法人及び同法別表第二に掲げる大学共同利用機関法人、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政人大学改革支援・学位授与機構並びに国立研究開発法人日本医療研究開発機構の検査に関する事務

備考
一 予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）第一条第三号に規定するセンター支出官の取り扱う經理の検査については、この表の定めにかかわらず、第一局財務検査第一課が分掌するものとする。
二 國土交通省又は内閣府が各省各庁から委任された官公署施設の整備に係る經理（一に掲げるもののを除く。）の検査については、この表の定めにかかわらず、第三局国土交通検査第一課が分掌するものとする。
三 検査を受けるもののデジタル社会の形成に関する施策その他の情報通信に係る經理に関する検査のうち事務総長から特に命ぜられた事項の検査については、この表の定めにかかわらず、第五局デジタル検査課が分掌するものとする。
四 会計検査院法第二十三条第一項第二号、第三号、第六号及び第七号に規定する各会計の検査は、この表に定めのある場合を除くほか、各その主管庁の検査を分掌している課が分掌し、同項第五号に規定する会計の検査は、この表に定めのある場合を除くほか、それぞれ同号の国が出資しているものの検査を分掌している課が分掌する。ただし、共管その他分掌の不明なものについては、事務総長の定めるところによる。
五 二以上の課の事務分掌事項に関する検査のうち横断的な処理を要する事項として事務総長から特に命ぜられた事項の検査については、この表及び三の定めにかかわらず、一時的に、事務総長が定める課が分掌するものとする。
六 国の会計經理の検査に関する事務を分掌している課（財務検査第一課を除く。）については、当該国の会計經理の検査に関し必要な範囲で、内閣の検査を行うことができる。
七 国以外のものの会計經理の検査に関する事務を分掌している課については、当該国以外のものの会計經理の検査に関し必要な範囲で、当該国以外のものの主管庁の検査を行うことができる。